

## 「民間施設使用」合意内容はない／普天間条件、防衛相が答弁

2017/06/07 琉球新報朝刊 2ページ 438文字

---

【東京】稲田朋美防衛相は6日の参院外交防衛委員会で、米軍普天間飛行場の返還条件の一つになつてゐる「緊急時の民間施設の使用」について、現段階で米側と合意した内容はないとの認識を示した。仮に条件が満たされなかつた場合は「返還されない」とした。

普天間飛行場の返還条件は2013年4月の嘉手納より南の米軍施設・区域の統合計画で、名護市辺野古の米軍キャンプ・シュワブへの移設と同時に岩国基地へのKC130空中給油機移駐などと規定されている。同時に「普天間代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のための緊急時における民間施設の使用の改善」とあり、民間空港の使用を想定。防衛省によると、使用施設について米側と協議、調整しているが現時点では決まっていない。

稲田氏は、北朝鮮の核・ミサイル開発など安全保障環境の変化から辺野古移設を見直すべきだと指摘されたが「辺野古移設が唯一の解決策だ。見直すという考えはない」と拒否した。

藤田幸久氏（民進）、伊波洋一氏（沖縄の風）の質問に答えた。

---